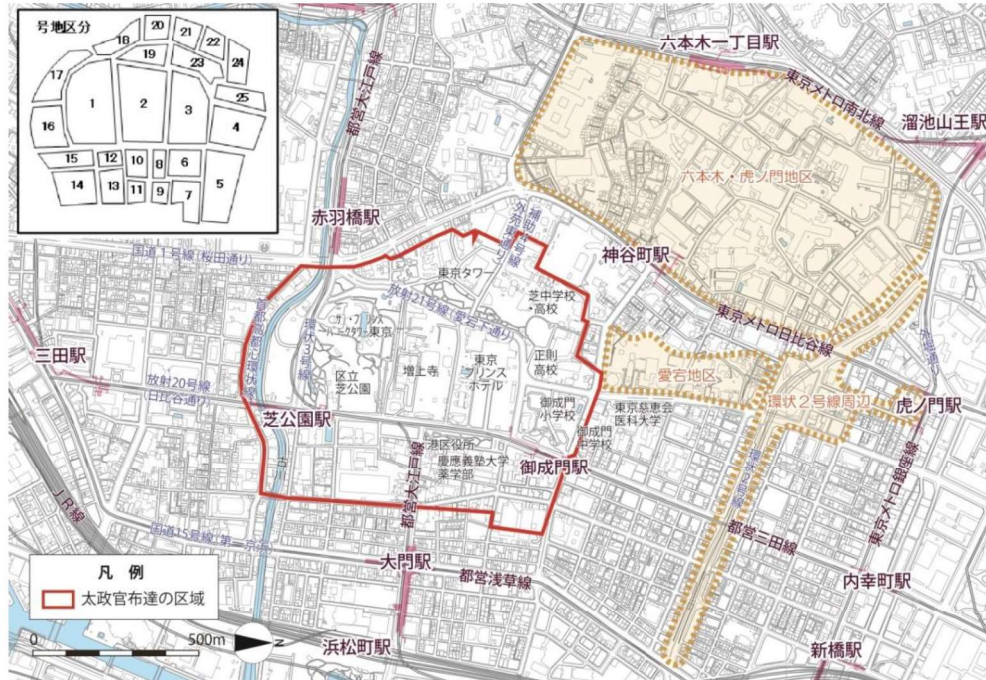


○ まちづくり構想策定の背景と目的

- 芝公園は、江戸時代の遺産を現在に引き継ぐ歴史性・文化性の高い公園
- 戦災等により、徳川家霊廟の一部などは焼失したが、武蔵野崖線の緑や三解脱門、旧台徳院霊廟惣門、有章院霊廟二天門などが、往時の姿を現在に伝承
- 戦後は、隣接して東京タワーが建設され、また、1964年の東京オリンピック大会の開催に向け、民間のホテルが建設されるなど、増上寺とともに、国内外から多くの人々が訪れる観光名所
- 近年では、六本木・虎ノ門地区など、周辺地域が開発されて拠点性が高まり、環状第2号線の整備などにより、更なる発展が期待できるエリア
- しかし、大規模な民間所有地において、約50年の間、民間のホテル利用がなされ、都市公園が供用されていない
- このため、民間のホテル等の建替えの動きなどを踏まえ、増上寺の空間と一体となる江戸東京の歴史・文化の再生や新たなにぎわいの創出などにより、芝公園の機能を早期に一層高め、活力と魅力を創出するまちづくりを誘導
- 東京都は、芝公園を更に充実させるため、地域の将来像や周辺まちづくりとの連携などについて、有識者の意見を踏まえ、まちづくり構想を策定

○ まちづくり構想の対象区域

- 江戸時代から現在まで、歴史的資源を引き継いでいる太政官布達※による芝公園の区域



※太政官布達：明治時代初期に最高官庁として設置された太政官によって交付された法令の形式

○ 将来像

「江戸の杜」に集う：江戸東京文化の体感と国際的な交流の促進

芝公園の江戸草創期の資産を顕在化するとともに、歴史的資源を活用し、国際交流を促進するなど、都心に息づく江戸東京のレガシーを体感

○ まちづくりの方針

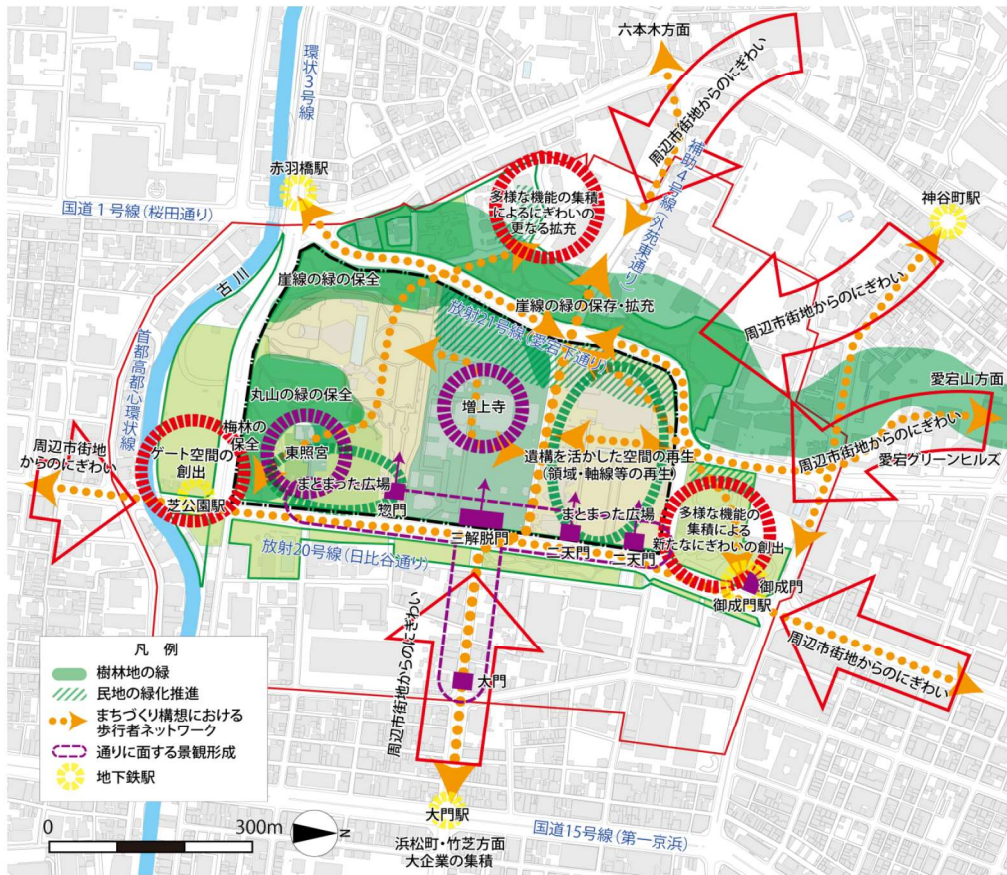
- 江戸東京の資源の再生、活用等による国際的な観光・交流拠点の形成
 - かつての霊廟などの位置に、歴史・文化を発信する施設を整備するとともに、広場や緑地の配置等により、往時の領域や軸線を再生し崖線の緑を顕在化
 - 背景となる扇状の崖線の緑が、連続して見えるよう建物高さに配慮し、増上寺本殿が崖線の緑を背景に、芝公園の中央に鎮座している往時の空間を再生
 - 二天門の再生や御成門の移設など、江戸の風格ある景観を形成
 - 民間のホテルや東京タワー周辺の施設の機能更新の機会を捉え、宿泊・コンベンション施設や商業施設、オフィス等、多様な機能の集積により、にぎわいや観光・交流機能を強化
 - 観光バス等の発着施設、観光情報発信施設などを整備し、国内外の観光客等の利便性を向上
- 市街地環境の向上
 - 民間施設の機能更新に際しては、緑化空間の整備による崖線の緑の拡充、歴史的な空間構成や東京タワーの眺望景観、また、周辺環境にも十分配慮した計画とする
 - 外苑東通りの整備と合わせ、増上寺、東京タワーを結び緑豊かな歩行者空間を整備
 - 歩行者空間等の整備により、周辺地域との歩行者ネットワークを形成
- 地域の防災性の向上
 - まとまりのある広場や安全な避難経路の確保、防災関連施設の整備等と合わせ、区役所や災害拠点病院などと連携し、地域の防災性を向上
 - 外国人への避難誘導や避難者・帰宅困難者への災害・交通情報の提供
 - 地下鉄事業者と連携して、地下通路や地下鉄駅等への浸水の防止対策等を実施



江戸時代の増上寺

出典：常照院所蔵

○ まちづくり方針図



○ 公園まちづくり制度の活用について

- 本まちづくり構想に基づく、江戸東京の資源の再生、多様な機能の集積による新たなにぎわいの創出等に際しては、民間のホテルや東京タワー周辺の施設の機能更新の機会を捉え、公園まちづくり制度の活用を検討

【公園まちづくり制度の概要】

- 都市計画公園内の未供用部分を対象に、民間による都市開発の機会を捉えたまちづくりと公園・緑地の整備とを両立させ、早期の公園機能の発現とにぎわいの創出等を図ることを目的として、都が2013年12月に創設
- センターコアエリア内で、当初の都市計画決定からおおむね50年以上が経過した未供用区域（面積2ha以上）のある都市計画公園・緑地を対象
- 一定の要件に沿った計画とすることを条件に、都市計画公園・緑地を変更し、都市開発の中で緑地等を創出
- 民間事業者等から提案された計画について、都は審査会を設置して、優良性・実現性を審査し、制度適用の可否について判断

【公園まちづくり計画の主な要件・基準】

区域設定

- 未供用の都市計画公園・緑地を含む、緑地の整備とまちづくりを一体的に行う区域
- 都市計画公園・緑地から削除する区域の面積は、未供用区域の面積以下（供用済み部分の再配置・再整備は可能）

計画内容

- 地域ごとの方針などに整合した計画であること
- 都市計画公園・緑地から削除する区域において、緑地等を原則60%以上、面積1ha以上とすること
- 緑地等は、緑地、広場その他の公共施設として確保すること
- 地区特性に応じた公園機能の発現とみどりのネットワークの形成を図ること
- 地区外貢献を含め優良な計画であること

制度活用のイメージ

